

第79回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

- ▷ 主要な事業所
- ▷ 従業員の状況
- ▷ 会計監査人に関する事項
- ▷ 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及びその運用状況の概要

連結計算書類

- ▷ 連結株主資本等変動計算書
- ▷ 連結注記表

計算書類

- ▷ 貸借対照表
- ▷ 損益計算書
- ▷ 株主資本等変動計算書
- ▷ 個別注記表

監査報告書

- ▷ 会計監査人の監査報告書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

阪和興業株式会社

事業報告

▷ 主要な事業所

国内	当社本社	大阪本社（大阪府中央区）、東京本社（東京都中央区）
	当社支社等	名古屋支社（名古屋市中村区）、九州支社（福岡市博多区）、 その他支店・営業所13か所
海外	当社支店	ヨハネスブルグ支店
	当社事務所	ミャンマー事務所
	現地法人	HANWA AMERICAN CORP.、阪和（上海）管理有限公司、 阪和（香港）有限公司、HANWA THAILAND CO., LTD.、 HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.、 台湾阪和興業股份有限公司、PT. HANWA INDONESIA など 24か国25法人43か所

(注) 上記の他、国内外に当社グループの事業所、工場などがあります。当社グループの主要な子会社の概要は、当社のウェブサイトに掲載の「第79回定時株主総会招集通知ご通知」20ページ～23ページの「重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

▷ 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
鉄鋼事業	3,601
プライマリーメタル事業	100
リサイクルメタル事業	254
食品事業	252
エネルギー・生活資材事業	262
海外販売子会社	772
その他	362
全社(共通)	476
計	6,079

(注) 1. 従業員数は、企業集団から企業集団外への出向者を除いた就業人員数であります。
2. 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
1,820名	75名増	37.4歳	11.3年

(注) 従業員数は、当社から関係会社等への出向者を除いた就業人員数であります。

▷会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
イ. 当事業年度に係る報酬等の額	99百万円
ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	102百万円

(注) 1. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積の算定根拠などを確認し、審議した結果、これらについて妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項に基づき同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する監査報酬等の額と、金融商品取引法に定める監査に対する監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるタイPE.TAX申告のための調査業務の報酬等を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針としております。

▷業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及びその運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に関しまして、取締役会において以下のとおり決議しております。

<内部統制システムの構築・運用に関する基本方針>

- (1) 当社及び当社の子会社からなる企業集団（以下、阪和興業グループという。）の取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 社是・社訓等当社企業理念に基づき阪和興業グループの企業倫理規範、企業倫理行動基準等を制定する。
 - ② 当社はコンプライアンス委員会を設置し、同委員会は阪和興業グループの全役職員に対してコンプライアンス・マニュアルをいつでも閲覧可能な状況に供することを原則として内容の周知徹底を図りその実効性を確保する。
 - ③ 阪和興業グループの全役職員を対象とするコンプライアンスに関する通報窓口を社内及び社外に設け、問題発生の際の通報制度を確保する。また、通報等を行ったことを理由として情報提供者が不利益な取扱いを受けないことを保証する。さらに、不適切な事態に陥った際には、社会に対して迅速かつ確かな情報開示と説明義務の遂行を果たすとともに、徹底した原因究明と再発防止に努める。
 - ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等と連携し毅然とした態度で臨み、断固としてこれらとの関係を遮断する。
- (2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社は取締役の職務執行に係る情報を適正に書面又は電子文書（以下、文書という。）に記録し、法令及び当社の定める文書管理規則に基づき保存及び管理する。
 - ② 文書事務責任者は、保存文書の紛失・破損等に留意し、必要な場合は施錠等（パスワード等によるアクセス制限を含む。）の措置を講じ、適正に管理する。
- (3) 阪和興業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、阪和興業グループにおける全てのリスクの把握に努め、当該リスクをコントロールするために適切な対応策を講じるようリスクマネジメント基本方針を定める。リスクマネジメント部は、関係部署と連携し個別リスクごとにリスクを管理し、対応策のモニタリングを行う他、定量的に把握可能なリスクについては、定期的にグループ全体のリスク量を把握し、適宜経営会議及び取締役会に報告を行う。
 - ② 当社の取締役、執行役員、理事、各部門長及び子会社の社長は審査部と連携し、各担当部署及び各子会社に与信管理規程及び営業部門業務規程の適正な運用を周知徹底させることにより営業リスクを管理し、その軽減を図るものとする。また、当社は新規事業及び投融資案件並びに特殊なリスクが懸念される取引の審査機関として、投資等審査委員会を設置し、阪和興業グループにおける投資等のリスクを審査し、審査結果を各決裁者に報告する。
 - ③ 当社はコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ及び貿易管理等について、総務部、情報システム部、品質安全環境管理部、リスクマネジメント部、法務部、審査部及びサステナビリティ推進室等が連携し、社内規程・マニュアル等に基づき各担当部署がそのリスクを管理する。また、コンプライアンス委員会等の各種委員会が諮問機関となり各担当部署への指導・啓蒙を行い、必要に応じて社外弁護士等からのアドバイスを受ける。
 - ④ 当社は関係部署同士が連携して阪和興業グループのリスク管理の周知徹底を図るため、必要な教育・啓蒙を行う。
 - ⑤ 阪和興業グループのリスク管理の実効状況を検証するため、監査部は当社の国内外拠点、国内外グループ会社等に対し監査部によるリスクアセスメントにより予め定めた監査計画に基づきモニタリングを行い、適宜経営会議、社長及び取締役会に内部監査報告を行う。

- ⑥ 当社は会社情報の開示に関して、ディスクロージャー規程を定めるとともに、ディスクロージャー委員会が開示情報の重要性・妥当性の判断を行うことにより公正かつ適時・適切な情報開示を進める。
- ⑦ 当社は、グループ会社管理規程及びグループ会社財務管理規程に基づき、当社のグループ会社について適切な権限管理体制や報告体制を構築することで、当社のグループ会社に係るリスクを適正に管理する。

(4) 阪和興業グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は取締役会を原則月1回開催し、阪和興業グループにとっての重要な経営の立案及び業務執行の監督を行う。また、経営会議を原則月2回開催し、経営に関する重要事項を協議・決定する。さらに取締役は、取締役会付議基準に則り阪和興業グループの経営判断に係る重要な事項を取締役に議案として上程する。
- ② 当社は当社の子会社にその業務執行状況の報告を毎月させるとともに、原則月1回開催する各営業部門の月次報告会において、一部を除いた国内子会社も含めて報告を受け、阪和興業グループの営業の方向性、効率性及び内在するリスクの有無等を検証する。
- ③ 当社は中長期的な経営戦略を実現するために、中期経営計画や年次経営計画を策定するとともに、各業務部門及び子会社を対象とした定期的な目標会議の運営等を通じて、業務の評価及び業務の遂行状況のチェック等（計画の見直しや計画達成のための方法の変更等を含む。）を行い、職務執行の推進を図る。
- ④ 当社は社長を委員長とし、助言役としての社外取締役を含む委員にて構成される役員評価委員会を年2回以上開催し、社長及び社外取締役を除く業務執行取締役・執行役員からのコミットメントの評価及び役員相互評価を受けて総合評価を行う。その結果に基づき、過半数の委員が社外取締役で構成される役員報酬委員会にて取締役の報酬を含む役員報酬案を、役員指名委員会にて取締役の委嘱を含む役員人事案を、それぞれ決定して取締役会に答申する。

(5) 阪和興業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社はグループ会社管理規程に基づき、当社と当社の子会社が相互に連携し円滑な経営を遂行することで、総合的な事業の発展を図る。
- ② 当社の管掌部門もしくは管掌役員は国内及び海外の子会社の業務状況を把握し、関係部署はその適切な業務執行をサポートするとともに、業務の包括的な管理を行う。
- ③ 当社は監査等委員、子会社監査役、監査部及びグループ支援課の関係者等より構成されるグループ会社監査役連絡会議を適時開催し、当社及び子会社の監査等に関する情報交換を行い、その共有化を図る。

(6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査等委員会の職務を補助する目的で、独立性を確保した専任の使用人で構成される監査等委員会支援室を設置する。当該支援室に属する使用人は監査等委員会の指揮・命令下で調査・報告等を行い、常に監査等委員会との連携を図る。また、当該使用人は監査等委員以外の取締役等からの指揮命令を受けず、その独立性を確保する。なお、当該使用人の人事評価及び異動については、監査等委員会の同意を必要とする。

(7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、使用人及び子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人が当社監査等委員会に報告するための体制その他当社監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、使用人及び子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人は法定の事項に加え、重大なリスクの発生及び法令・定款違反に関する事項について当社の監査等委員会に報告する。また、取締役常勤監査等委員はオブザーバー

としてコンプライアンス委員会を構成し、コンプライアンスに関する通報窓口への通報の概要等のコンプライアンス上の重要な事項を把握する体制とする。また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、取締役会、経営会議その他重要な会議において、業務執行の状況及び重要な意思決定について監査等委員会に報告する。

- ② 当社の監査等委員会が報告を求めた事項については、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、使用人及び子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人等は迅速かつ的確に対応する。
- ③ 監査部は予め定めた監査計画に基づき実行した内部監査の状況を適宜監査等委員会に報告するとともに、必要な場合には監査等委員会の求めに応じて、追加の調査・報告を行う。
- ④ 当社は前3号に掲げる報告及び対応を行ったことを理由として、当該報告者及び対応者に対して不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(8) 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人と適宜意見交換を行い、必要に応じて取締役会に対し意見表明を行う。また、会計監査人から会計監査に関する説明を受けるとともに意見交換を行うなど連携を図る。
- ② 当社は、監査等委員が経営会議その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、各業務部門及び当社の子会社の調査等を行い得る体制を整備する。
- ③ 当社は、監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払いまたは償還等の手続き、並びにその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務は、速やかに処理をする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制（財務報告に係る内部統制システムについて）

- ① 阪和興業グループは財務報告に係る内部統制基本方針書に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び報告を適切に実行し、内部統制報告制度の効率的、実効的な運用を図る。
- ② 阪和興業グループの財務報告に係る内部統制の構築及び運用は経営会議がこれを統轄する。監査部は、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の検証・評価を行い、その結果を経営会議に報告する。これを踏まえ、経営会議は必要に応じて是正を行う。
- ③ 内部統制委員会は経営会議より委託を受けた阪和興業グループの内部統制の課題を検討し、その結果を経営会議に報告する。また、監査部が実施する阪和興業グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の検証・評価について助言・支援を行うとともに、内部統制報告書について経営会議に対して意見を述べる。

<業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要>

① コンプライアンスに関する取組みについて

当社は、企業倫理理念、企業倫理規範及び企業倫理行動基準を定めるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・マニュアルを作成するなど、当社グループのコンプライアンス体制の整備に注力してきました。同マニュアルについては、2024年に第6版へ改定し、原則として当社グループの全役職員がいつでも閲覧可能な状態とし、その内容の理解促進を図っています。当期においても、海外子会社等を含むグループ全体でのコンプライアンス体制の構築を目指し、当社グループの全役職員に同マニュアルの浸透を図るなど、引き続きコンプライアンス体制の拡充に努めました。

② リスク管理への取組みについて

当社は、当社グループを取り巻く様々なリスクの中から、特に当社経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスクを重要リスクと位置づけ、リスクを専門的に管理する部署としてリスクマネジメント部を設置し、各リスクについて対応部署と連携し実効的に管理できるよう、必要な方針の策定や規程等の整備を行い、グループ全体の統合的なリスクマネジメント体制を構築しております。

また、新規事業・投融資案件・特殊なリスクが懸念される取引、環境、災害、情報セキュリティ及び貿易安全保障上等のリスクについては、諮問機関として各種委員会を設け、その対応をサポートする体制を取っております。加えて、当社グループの建設・製造等事業の作業現場における労働災害防止や法令遵守を目的に「安全衛生管理規程（建設・製造業等）」を整備しており、各部門やグループ会社が適切な管理を行えるよう、品質安全環境管理部が体制構築の支援を行っております。あわせて、提供する製品・サービスの品質リスク回避と管理レベルの継続的向上を目的に「品質管理規程」を整備しており、同部が各部門における品質管理体制の構築を支援しております。さらに、大規模災害の発生に備え策定したBCP（Business Continuity Plan）について、適宜見直しを行っております。

③ グループ管理への取組みについて

当社は、グループ会社管理規程等を策定し、当社グループ会社における適正な権限管理体制や報告体制を構築するとともに、経営企画部にグループ支援課を設置し、効率的、実効的なグループ管理体制の整備を進めております。当期において、さらなるグループ会社へのガバナンス強化のため、グループ会社管理規程を改定し、グループ会社承認・報告基準の追加及び変更を行いました。

新たにグループ入りする企業に対しては、統合作業（PMI）を実施し、当社グループ全体の内部統制レベルの向上を図っています。

また、当社の監査等委員とグループ会社の監査役が情報共有できる場としてグループ会社監査役連絡会議を設けており、監査部及びグループ支援課等の関係者も出席のうえ、当期において当該会議を1回開催しました。

④ 取締役の職務執行について

当社は、取締役会規則等に基づき取締役会を原則月1回、経営会議を原則月2回開催することとしており、取締役会では法令や定款等に定められた事項や執行役員も含めた経営会議での協議を経た経営に関する重要事項を決定しております。当期において取締役会を16回、経営会議を24回開催しております。また、取締役会は、各取締役から当社グループにおける業務執行等に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。

⑤ 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制等について

当社グループの取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の監査役は法定の事項に加え、重大なリスクの発生及び法令・定款違反が起こった場合には、その事象を当社の監査等委員会に適時報告する体制を取っております。また、コンプライアンス委員会委員長はコンプライアンスに関する相談窓口への相談の概要等のコンプライアンス上の重要な事項について、当社の監査等委員会への報

告体制を確保しております。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、取締役会、経営会議その他重要な会議において、業務執行の状況及び重要な意思決定について監査等委員会に報告しております。監査部は、監査部によるリスクアセスメントに基づいて監査計画を立案し、当該監査計画に基づいて実施した監査結果を適宜監査等委員に報告しております。さらに、代表取締役、各部門を統轄する取締役及び執行役員は、監査等委員及び社外取締役と個別に面談し、様々な事項について情報交換を行っております。

監査等委員は、上記の報告体制に基づく情報収集に加え、定期的に社外取締役と意見交換を行うとともに、会計監査人の定期報告などを受け、当社グループ会社等への往査を実施することで、当社の業務執行を監査する上での実効性を高めております。なお、当社は監査等委員会の職務の遂行を補助する目的で、独立性を確保した監査等委員会支援室（専任1名）を設置しており、監査等委員会による監査・監督をサポートする体制を確保しております。当期においても、引き続き上記の体制を維持し、監査等委員会監査の実効性を確保しました。

連結計算書類

▷ 連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	45,651	1,384	298,252	△5,593	339,695
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△9,807		△9,807
連 結 範 囲 の 変 動			1,777		1,777
持分法の適用範囲の変動			△545		△545
土地再評価差額金の取崩			655		655
親会社株主に帰属する当期純利益			38,265		38,265
自己株式の取得				△10,001	△10,001
自己株式の処分		54		86	140
連結子会社株式の取得による持分の増減		29			29
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	84	30,345	△9,915	20,514
当 期 末 残 高	45,651	1,468	328,598	△15,508	360,209

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	20,876	836	1,941	17,260	2,446	43,360	6,414	389,470
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△9,807
連 結 範 囲 の 変 動								1,777
持分法の適用範囲の変動								△545
土地再評価差額金の取崩								655
親会社株主に帰属する当期純利益								38,265
自己株式の取得								△10,001
自己株式の処分								140
連結子会社株式の取得による持分の増減								29
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	17,698	△849	△655	4,423	3,293	23,910	△944	22,966
当 期 変 動 額 合 計	17,698	△849	△655	4,423	3,293	23,910	△944	43,480
当 期 末 残 高	38,575	△13	1,285	21,684	5,739	67,271	5,470	432,951

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

▷ 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社数	66社
主要な連結子会社の名称	HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD. HANWA STEEL SERVICE MEXICANA, S.A.DE C.V. SAN DIEGO VISTA STEEL SERVICE CORP.

なお、SAN DIEGO VISTA STEEL SERVICE CORP.、(株)マルゴ福山水産、HANWA (MALAYSIA) SDN. BHD.及びHANWA EUROPE B.V.については、連結計算書類に与える影響が重要になったため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	HKGトレーディング(株)
--------------	---------------

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、その総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点から、いずれも小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えないと認められるので、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数及び持分法を適用した非連結子会社の名称

持分法を適用した非連結子会社数	12社
持分法を適用した主要な非連結子会社の名称	HANWA MIDDLE EAST FZE ティーエスオイルターミナル(株)

(2) 持分法を適用した関連会社数及び持分法を適用した関連会社の名称

持分法を適用した関連会社数	19社
持分法を適用した主要な関連会社の名称	SAMANCOR CHROME HOLDINGS PROPRIETARY LTD. (株)富士昭サンマテック

なお、(株)富士昭サンマテック及び(株)東京富士昭については、新たに株式を取得したため、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等

非連結子会社（(株)丸イ佐藤海産他）及び関連会社（(株)サンセイテック他）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点から、いずれも小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えないと認められるので、持分法は適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

連結子会社名	決算日
SAN DIEGO VISTA STEEL SERVICE CORP.	2月末日
HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.	2月末日
HANWA AMERICAN CORP.	2月末日
阪和(香港)有限公司	2月末日
HANWA (MALAYSIA) SDN. BHD.	2月末日
台湾阪和興業股份有限公司	2月末日
PT. HANWA INDONESIA	2月末日
HANWA STEEL SERVICE MEXICANA, S.A. DE C.V.	12月末日
PT. HANWA STEEL SERVICE INDONESIA	12月末日
HANWA STEEL CENTRE (M) SDN. BHD.	12月末日
HANWA STEEL SERVICE (THAILAND) CO., LTD.	12月末日
阪和鋼板加工(東莞)有限公司	12月末日
長富不銹鋼中心(蘇州)有限公司	12月末日
HANWA SMC STEEL SERVICE HA NOI CO., LTD.	12月末日
PT. HANWA ROYAL METALS	12月末日
(株)マルゴ福山水産	12月末日
SEATTLE SHRIMP & SEAFOOD COMPANY, INC.	12月末日
HANWA CANADA CORP.	12月末日
HANWA THAILAND CO., LTD.	12月末日
HANWA METALS (THAILAND) CO., LTD.	12月末日
HANWA VIETNAM CO., LTD.	12月末日
HANWA MEXICANA, S.A. DE C.V.	12月末日
HANWA UK LTD.	12月末日
広州阪和貿易有限公司	12月末日
HANWA ITALIA S.R.L.	12月末日
阪和(上海)管理有限公司	12月末日
HANWA EUROPE B.V.	12月末日
HANWA REINSURANCE CORP.	12月末日

連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

評価基準 … 償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

評価基準 … 時価基準

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

評価基準 … 原価基準

評価方法 … 移動平均法

- ② デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務
評価基準 … 時価基準
- ③ 棚卸資産
評価基準 … 原価基準
(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
評価方法 … 主として移動平均法又は個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く。）
主として定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除く。）
定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ リース資産
 - ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金
販売済製品に係る一定期間の無償補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づき計上しております。また、一部の子会社で個別に発生額を見積もることができる費用については、その見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、鉄鋼を中心にプライマリーメタル、リサイクルメタル、食品、エネルギー・生活資材、住宅資材及び機械等各種商品を主として、さらに鋼材加工、リサイクル金属加工等を通じた商品の販売により収益を得ております。

当該販売については、顧客に引き渡された時点又は検収時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売のうち、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間である取引については、出荷時点で収益を認識しております。

また、鉄鋼事業のうち、建設工事等の一部取引については、請負工事契約により収益を得ております。

当該請負工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、顧客と取り交わした進捗状況に関する確認書類に基づくアウトプット法、又は報告期間末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計に占める割合に基づくインプット法により行っております。

取引価格は顧客との契約に従っており、重要な変動対価を含む契約はありません。

また、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね6ヶ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

履行義務の識別に際し、当社グループが当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

また、当社グループが代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から売上原価を控除した純額で収益を表示しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社では、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を固定負債の「退職給付に係る負債」（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には投資その他の資産の「退職給付に係る資産」として計上しております）として計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、主にその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の「退職給付に係る調整累計額」に計上しております。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段 … 金利スワップ取引

ヘッジ対象 … 借入金

b. ヘッジ手段 … 商品先渡取引

ヘッジ対象 … 主にニッケル等の輸入による棚卸資産及び予定取引

c. ヘッジ手段 … 為替予約

ヘッジ対象 … 外貨建予定取引及び外貨建債権債務

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る商品価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

原則として5年間の定額法により償却しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳

商品及び製品	261,691	百万円
仕掛品	3,298	百万円
原材料及び貯蔵品	26,379	百万円
計	291,370	百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 取引保証金として差入れている資産

現金及び預金	121	百万円
投資有価証券	9,788	百万円

(2) 第三者の借入金に供している資産

投資有価証券	20,823	百万円
--------	--------	-----

3. 有形固定資産の減価償却累計額

81,597 百万円

4. 保証債務

連結会社以外の会社の銀行借入等に対して保証を行っております。

3,712 百万円

5. 受取手形（輸出手形含む）割引高、受取手形裏書譲渡高、電子記録債権割引高及び電子記録債権譲渡高

受取手形（輸出手形含む）割引高	3,544	百万円
受取手形裏書譲渡高	74	百万円
電子記録債権割引高	65	百万円
電子記録債権譲渡高	59	百万円

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める方法により算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

7. 「受取手形、売掛金及び契約資産」のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額、並びに「流動負債」の「その他」のうち、契約負債の金額は、連結計算書類「(収益認識に関する注記) 3. (1) 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

8. 消費貸借契約により貸付けている地金の時価 3,640 百万円

9. 消費貸借契約により借入れている地金の時価 6,552 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 42,332,640 株

(注) 当社は、2026年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行いました。上記は当該分割前の株式数で記載しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,845百万円	120.00円	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	4,961百万円	125.00円	2025年9月30日	2025年12月2日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年6月26日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,419百万円	165.00円	2026年3月31日	2026年6月29日

(注) 当社は、2026年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行いました。上記の期末配当金の基準日は2026年3月31日であるため、当該分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

(リース取引に関する注記)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	687 百万円
1年超	6,928 百万円
計	<u>7,616 百万円</u>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、営業取引及び投融资活動等に必要な資金を主に銀行借入、社債及びコマーシャル・ペーパー発行により調達を行っております。一時的な余資は、安全性の高い金融商品で運用しております。

受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、取引先の信用リスクを有しており、「与信管理規程」に従い、管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に取引先を中心とした株式であり、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、適宜取締役会へ報告しております。

長期貸付金は、主に取引先に対するもので、信用リスクを有しており、「与信管理規程」に従い、管理を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務及び外貨建ての予定取引に係る為替変動リスクをヘッジすることを目的とした先物為替予約取引等（通貨スワップ取引を含む。）、借入金の一部について金利変動リスクをヘッジすることを目的とした金利スワップ取引、商品相場の価格変動リスクをヘッジすることを目的とした商品先渡及び商品スワップ取引であり、投機目的の取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価額のない株式等は、次表には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「有価証券」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「1年内償還予定の社債」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
① 関連会社株式	1,246	1,153	△93
② その他有価証券（株式）	55,082	55,082	－
③ その他有価証券（債券）	19	19	－
(2) 長期貸付金	9,524		
貸倒引当金（※1）	△64		
	9,459	9,453	△5
資産計	65,808	65,709	△99
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 社債	35,000	33,891	1,108
(2) 長期借入金	238,405	234,243	4,161
負債計	273,405	268,135	5,270
デリバティブ取引（※2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	△7,219	△7,219	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	△177	62	240
デリバティブ取引計	△7,396	△7,156	240

(※1) 一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(※3) 市場価額のない株式等（連結貸借対照表計上額88,662百万円）は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券（株式）	55,082	—	—	55,082
その他有価証券（債券）	—	19	—	19
資産計	55,082	19	—	55,101
デリバティブ取引				
ヘッジ会計が適用されていないもの	△2,923	△4,295	—	△7,219
ヘッジ会計が適用されているもの	△396	219	—	△177
デリバティブ取引計	△3,320	△4,076	—	△7,396

(2) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関連会社株式	1,153	—	—	1,153
長期貸付金	—	9,453	—	9,453
資産計	1,153	9,453	—	10,607
社債	—	33,891	—	33,891
長期借入金	—	234,243	—	234,243
負債計	—	268,135	—	268,135
デリバティブ取引				
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	240	—	240
デリバティブ取引計	—	240	—	240

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している社債等の債券については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、日本証券業協会が提示する価格を使用しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨関連デリバティブ

為替予約取引の時価は、期末日の先物為替相場に基づき算出しております。

金利関連デリバティブ

金利スワップの時価は、将来キャッシュ・フローを満期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

商品関連デリバティブ

商品先物取引及び商品スワップ取引の時価は、一般に公表されている期末指標価格に基づき算定された取引所会員等から提示された価格を使用しております。

デリバティブ取引については、レベル1の時価に分類される商品先物取引を除き、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他	合計
	鉄鋼事業	プライマリー メタル事業	リサイクル メタル事業	食品事業	エネルギー・ 生活資材事業	海外販売 子会社	計		
日本	879,851	78,429	202,114	103,135	264,877	917	1,529,326	126,466	1,655,793
アジア	103,474	140,289	38,694	11,417	109,344	414,618	817,838	2,531	820,370
その他	50,682	5,566	40,427	34,240	4,796	49,577	185,291	1,213	186,505
顧客との契約 から生じる収益	1,034,009	224,285	281,236	148,793	379,018	465,114	2,532,457	130,212	2,662,669

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅資材事業及び機械事業を含んでおります。
2. グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。
3. 外部顧客への売上高は、そのほとんどが顧客との契約から認識した収益であるため、その他の源泉から認識した収益については、顧客との契約から生じた収益に含めております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。

契約負債は、主としてサービスの提供時に収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の金額は次のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権	492,264 百万円
契約資産	3,120 百万円
契約負債（その他流動負債）	16,868 百万円

なお、当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は12,596百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

期末日時点で充足されていない履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は、以下のとおりであります。

1年内	62,647 百万円
1年超～3年以内	79,106 百万円
3年超～5年以内	50,767 百万円
5年超～10年以内	58,063 百万円
10年超	73,114 百万円
計	323,699 百万円

当該金額は、主に鉄鋼事業及びエネルギー・生活資材事業における商品販売契約、及び鉄鋼事業における請負契約に係るものであり、一時点で充足される履行義務については顧客の納品、出荷、又は検収等に応じて、一定の期間にわたり充足される履行義務については進捗に応じて収益認識する予定です。

なお、実務上の便法の使用を選択し、当初の予想期間が1年以内の契約について、期末日時点で充足されていない履行義務に配分した取引価格は、上記金額に含まれていません。また、上記取引金額には、重要な変動対価の金額の見積りは含まれていません。

上記以外の契約の中には、プライマリーメタル事業・リサイクルメタル事業において、取引価格が販売時点の市況価格に基づく長期の販売契約もありますが、当連結会計年度末時点で見積もる金額に対して将来に重要な戻し入れが生じる可能性があるため記載していません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,197円63銭
2. 1株当たり当期純利益	193円13銭

(注) 当社は、2026年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年11月7日開催の取締役会において、2026年4月1日に株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

1. 株式の分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年3月31日(火曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	42,332,640株
今回の分割により増加する株式数	169,330,560株
株式分割後の発行済株式総数	211,663,200株
株式分割後の発行可能株式総数	570,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2026年3月9日(月曜日)
基準日	2026年3月31日(火曜日)
効力発生日	2026年4月1日(水曜日)

(4) その他

今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2026年4月1日(水曜日)をもって、当社定款の一部を以下のとおり変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更内容は以下の通りです。

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億1,400万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5億7,000万株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2025年11月7日(金曜日)
効力発生日	2026年4月1日(水曜日)

3. その他

(1) 当連結会計年度の期末配当金

今回の株式分割は、2026年4月1日を効力発生日としておりますので、2026年3月31日を基準日とする当連結会計年度の期末配当金は、株式分割前の株式を対象として支払われます。

計算書類

▷ 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	770,820
現金及び預金	59,486
受取手形	952
電子記録債権	80,033
売掛金	332,241
有価証券	726
棚卸資産	184,132
前渡金	12,850
前払費用	869
関係会社短期貸付金	86,482
その他	14,780
貸倒引当金	△1,735
固定資産	232,465
有形固定資産	28,627
建物	7,601
構築物	800
機械及び装置	1,691
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	218
土地	18,092
リース資産	92
建設仮勘定	130
無形固定資産	5,746
ソフトウェア	5,549
その他	196
投資その他の資産	198,090
投資有価証券	68,544
関係会社株式	107,074
出資金	6,801
関係会社出資金	4,020
長期貸付金	434
関係会社長期貸付金	6,659
破産更生債権等	182
長期前払費用	419
前払年金費用	578
その他	3,672
貸倒引当金	△297
資産合計	1,003,285

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	409,847
支払手形	105
電子記録債務	23,768
買掛金	278,853
短期借入金	38,196
1年内償還予定の社債	10,000
リース債務	34
未払金	8,948
未払費用	1,029
未払法人税等	2,657
前受金	10,545
預り金	27,053
前受収益	114
賞与引当金	2,776
製品保証引当金	40
工事損失引当金	7
その他	5,713
固定負債	291,669
社債	35,000
長期借入金	238,100
リース債務	67
繰延税金負債	10,477
再評価に係る繰延税金負債	591
退職給付引当金	739
その他	6,693
負債合計	701,516
純資産の部	
株主資本	274,386
資本金	45,651
資本剰余金	218
その他資本剰余金	218
利益剰余金	244,025
利益準備金	8,712
その他利益剰余金	235,313
圧縮記帳積立金	2
繰越利益剰余金	235,310
自己株式	△15,508
評価・換算差額等	27,382
その他有価証券評価差額金	25,859
繰延ヘッジ損益	236
土地再評価差額金	1,285
純資産合計	301,768
負債純資産合計	1,003,285

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

▷ 損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		1,928,155
売上原価		1,842,843
売上総利益		85,311
販売費及び一般管理費		46,552
営業利益		38,758
営業外収益		
受取利息	4,750	
受取配当金	5,316	
その他	1,523	11,590
営業外費用		
支払利息	6,505	
為替差損	3,353	
その他	2,203	12,062
経常利益		38,286
特別利益		
投資有価証券売却益	1,329	
関係会社株式売却益	2,060	3,390
特別損失		
固定資産売却損	174	
投資有価証券売却損	197	
関係会社株式評価損	382	754
税引前当期純利益		40,923
法人税、住民税及び事業税	9,776	
法人税等調整額	670	10,447
当期純利益		30,475

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

▷ 株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金					
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	45,651	163	163	7,731	7	214,964	222,702	△5,593	262,924	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当				980		△10,788	△9,807		△9,807	
圧縮記帳積立金の取崩					△4	4	－		－	
土地再評価差額金の取崩						655	655		655	
当 期 純 利 益						30,475	30,475		30,475	
自己株式の取得								△10,001	△10,001	
自己株式の処分		54	54					86	140	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	54	54	980	△4	20,346	21,323	△9,915	11,462	
当 期 末 残 高	45,651	218	218	8,712	2	235,310	244,025	△15,508	274,386	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	20,512	△658	1,941	21,794	284,719
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△9,807
圧縮記帳積立金の取崩					－
土地再評価差額金の取崩					655
当 期 純 利 益					30,475
自己株式の取得					△10,001
自己株式の処分					140
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,347	895	△655	5,587	5,587
当期変動額合計	5,347	895	△655	5,587	17,049
当 期 末 残 高	25,859	236	1,285	27,382	301,768

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

▷個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

評価基準…償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

評価基準…原価基準

評価方法…移動平均法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

評価基準…時価基準

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

評価基準…原価基準

評価方法…移動平均法

② デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務

評価基準…時価基準

③ 棚卸資産

評価基準…原価基準

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

評価方法…移動平均法又は個別法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く。)

主として定額法

② 無形固定資産 (リース資産を除く。)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間の無償補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づき計上しております。

④ 工事損失引当金

当事業年度末の受注工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を控除した金額を超過しているため、当該超過額は、「前払年金費用」として固定資産に計上しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、鉄鋼を中心にプライマリーメタル、リサイクルメタル、食品、エネルギー・生活資材、住宅資材及び機械等各種商品を主として、さらに鋼材加工、リサイクル金属加工等を通じた商品の販売により収益を得ております。

当該販売については、顧客に引き渡された時点又は検収時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売のうち、出荷時から支配移転時までの間が通常の間である取引については、出荷時点で収益を認識しております。

また、鉄鋼事業のうち、建設工事等の一部取引については、請負工事契約により収益を得ております。

当該請負工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、顧客と取り交わした進捗状況に関する確認書類に基づくアウトプット法、又は報告期間末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計に占める割合に基づくインプット法により行っております。

取引価格は顧客との契約に従っており、重要な変動対価を含む契約はありません。

また、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね6ヶ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

履行義務の識別に際し、当社が当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

また、当社が代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から売上原価を控除した純額で収益を表示しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段 … 金利スワップ取引

ヘッジ対象 … 借入金

b. ヘッジ手段 … 商品先渡取引

ヘッジ対象 … 主にニッケル等の輸入による棚卸資産及び予定取引

c. ヘッジ手段 … 為替予約

ヘッジ対象 … 外貨建予定取引及び外貨建債権債務

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る商品価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において、区分掲記しておりました「支払手数料」(当事業年度754百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

(1) 取引保証金として差入れている資産 投資有価証券 9,788 百万円

(2) 第三者の借入に供している資産 投資有価証券 1,036 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 16,477 百万円

3. 保証債務

関係会社の銀行借入等に対し保証を行っております。 37,885 百万円

4. 受取手形(輸出手形含む)割引高 3,519 百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 64,608 百万円

長期金銭債権 - 百万円

短期金銭債務 36,685 百万円

長期金銭債務 - 百万円

6. 消費貸借契約により貸付けている地金の時価	3,640 百万円
7. 消費貸借契約により借入れている地金の時価	6,552 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
売上高	233,122 百万円
仕入高	137,136 百万円
その他の営業取引高	1,935 百万円
営業取引以外の取引高	3,278 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	3,428,904 株

(注) 当社は、2026年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行いました。上記は当該分割前の株式数で記載しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式及び関係会社出資金評価損否認額	13,256 百万円
連結子会社との合併に伴う将来減算一時差異	2,812
土地買戻損失否認額	1,331
減損損失否認額	928
賞与引当金	875
投資有価証券及び出資金評価損否認額	520
その他	3,687
繰延税金資産小計	23,411
評価性引当額	△21,216
繰延税金資産合計	2,195
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	11,689 百万円
土地再評価差額金	591
その他	982
繰延税金負債合計	13,264
繰延税金負債の純額	11,068

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 役員等

(単位：百万円)

種類	氏名	職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	中川 洋一	当社代表取締役社長	直接 0.1%	-	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分 (注)	15	-	-
役員	山本 浩雅	当社代表取締役副社長 執行役員	直接 0.0%	-	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分 (注)	12	-	-
役員	畠中 康司	当社取締役副社長 執行役員	直接 0.0%	-	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分 (注)	12	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

2. 関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.	所有 直接 100.0%	アジア地域における商品の 仕入及び販売 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注1,注2)	8,459	関係会社 短期貸付金	13,692

(注) 1. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。
2. 「取引金額」には、当事業年度の純増加額(△は純減少額)を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,551円36銭
2. 1株当たり当期純利益 153円82銭

(注) 当社は、2026年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。

監査報告書

▷ 会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

阪和興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 龍田 佳典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山中 智弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪和興業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上